

## 平成26年第11回福島町教育委員会 会議録

◇開催日時 平成26年11月18日(木)午後6時10分～午後8時40分

◇開催場所 福島町役場 庁議室

◇出席委員 委員長 平沼 竜平 委員 佐々木幸夫  
委員 阿部 透 委員 佐藤 節子  
教育長 盛川 哲 (5名)

◇委員以外の出席者

学校教育課長 飯田 富雄 生涯学習課長 阿部 憲一  
学校教育課長補佐 星野 優司

### 会議成立・開会

#### ○委員長

皆さんご苦労様です。これより平成26年第11回福島町教育委員会会議を行います。

ただ今の出席委員数は5名で、在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。よって平成26年第11回福島町教育委員会会議を開会いたします。

### 会議日程

#### ○委員長

本日の議事は、皆さんに配布の会議日程にしたがって行いますので、よろしく願いいたします。

### 会議録署名委員の指名

#### ○委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に、阿部委員を指名いたします。

### 会期の決定

#### ○委員長

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期委員会の会期は本日より一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

異議なしと認め、会期は本日より一日と決定いたしました。

### 事務報告

#### ○委員長

日程第3、事務報告を行います。まず教育長から重点報告をお願いします。

#### ○教育長

それでは私の方から事務報告をいたします。それでは会議日程の1ページ目でございます。

1つ目地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてでございます。この度改正法の大きな4つのポイントの周知がありましたのでお知らせいたします。

(1)新教育長の設置。現行教育長の任期中はこれまで通り、毎年委員長を選出して運営するという事です。ただし教育長がなんらかの関係で任期途中で退任等をした場合はその時点

から新教育長という形になります。

(2) 教育長のチェック機能の強化。委員定数の3分の1以上、新改正法では例えば教育委員が4人の場合、3分の1以上は、1,何人になりますので切り上げて2人以上から会議の招集の請求が出来る。もう1つは事務の管理執行状況の報告と、会議録の作成や公表が規定されています。会議録の作成や公表はすでに行っておりますし、事務の管理執行状況についても報告をしております。

(3) 総合教育会議の設置。首長、当町では町長と、教育委員会で構成する総合教育会議を設置することとなります。首長が招集し、①教育行政大綱の策定。②教育の条件整備など重点施策、③児童生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等を協議することとされています。

(4) 教育に対する大綱を首長が策定。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めることとし、総合教育会議で議論し遅くとも平成27年度中には首長が定めることとなっております。総合教育会議の事務局は原則首長部局だが、実情に応じて教育委員会事務局に委任または補助執行をさせることが可能であるとされています。関係条例規則等の整備につきましては、法改正に伴うこれらの改正や規則の整備については法施行前の平成26年度中に行うこととなっております。つまり、来年の3月前、3月の末までに議会等で条例なりを改正したりするという手続きになります。

2つ目は教職員人事について。平成27年度当初における教職員人事につきまして、10月23日及び27日に各学校で校長、教頭及び一般教員等の面接を行い、11月20日に渡島教育局にて第1次人事協議を行うこととなっております。新年度においては、現在普通学級で学ぶ児童の中に個別・特別な指導が必要な生徒がい

ることから、これらに配慮しながら人事の要請をしていきたいと思っております。

3つ目は教職員の新しい昇給制度について。平成27年1月の定期昇給から教職員の勤務実績が反映された昇給制度が実施されます。仕事の成果などの業績の他、意欲・姿勢・リーダーシップ・企画力などの能力について、点数によるA～Eまでの5段階で評価され、最終的には教育局長が決定することとなります。

4つ目はSNS・ラインへの対策について。9月21日に森町で開催された教育委員の研修会で統一した方向性の出た対応について、11月12日開催の校長会、教頭会でさらに周知し、教職員が統一見解をもちそのうえで児童会や生徒会で議論することとし、自分達でルール作りをさせるように要請いたしました。保護者対応の部分につきましては、16日開催のPTA連合会研修大会にて私たちも学びました藤井壽夫教授に講演をして頂きましたので、入り口としては良かったのかなと思っております。

5つ目、全国体力・運動能力調査の結果の公表について。夏休み前までに実施された標記の調査について、学力調査と同様、調査結果を公表したいとの道教委の動きがあります。まだ結果は発表されていませんが、そのような動きがあります。実際の意味確認等はまだまだありませんが、これはきた段階で委員の皆さまと協議をしたいと思っております。

以上で事務報告を終わります。

#### ○委員長

続きまして、事務局から事務報告を求めます。まず学校教育関係を学校教育課長補佐お願いします。

#### ○学校教育課長補佐

3ページと4ページをご覧ください。前委員会から本日までの事務報告をさせていただきます。10月6日から7日にかけて、旧吉岡小学校の

整理作業を役場職員 15 名で行い、全て撤去いたしました。8 日に校長会、10 日には教頭会が役場で開催されております。16 日、木古内中学校の進路説明会で福島商業高校の教頭先生と飯田学校教育課長と私で行っております。16 日から 17 日にかけて、教育長が今金町で開催された渡島檜山教育委員会教育長研修会に出席しました。18 日は福島小学校、19 日は吉岡小学校で学習発表会が開催されました。19 日、渡島 PTA 連合会研究大会が木古内の小学校で開催され、教育長が行っております。20 日、渡島管内教育長会議が行われまして教育長が渡島合同庁舎に行っております。21 日、平成 26 年度渡島教育委員会教育委員研修会で森町に委員長と委員 1 名と教育長が出席しました。23 日、教育支援委員会が開かれました。27 日、教育委員と学校との懇談会がありまして、学力調査・土曜学習について各委員で学校職員と協議がしました。同じく 27 日に松前中学校の進路説明会で、福島商業高校の校長先生と教頭先生と学校教育課長と私で行きました。28 日から 29 日にかけて、教育長が札幌に教育長部会研修会で出張しております。29 日に福島中学校で東京農業大学の出前講座が行われました。30 日には就学前検診・知能テストで、福島小学校は 13 名、吉岡小学校 5 名が各知能テストを受けております。11 月 4 日、学力向上推進研修会が局の主催で役場で行われました。教職員が対象となっております。同じく 4 日、総務教育常任委員会が奨学資金の関係で開催されております。6 日は旧吉岡小学校のお別れ会で委員長と委員 1 名と教育長が出席しております。吉岡小学校の児童が学校内を見学しております。12 日、校長会と教頭会が役場で行われました。同じく 12 日生活指導連絡協議会講演会が福島中学校で開催されております。13 日教職員互助会レクリエーションで、総合体育

館でソフトバレーを行いました。13 日に奨学資金の打ち合わせを役場で行いました。町長と教育長も入れて打ち合わせをしました。本日 18 日は渡島学校保健会 A ブロック研修会で、吉岡小学校で開催されました。今度の主な行事予定ですが、11 月 20 日に第 1 次人事協議が渡島教育局の方で開催され教育長が参加予定です。27 日、校長と教頭の人事面接が役場で開催されます。28 日、11 月会議旧吉岡小学校跡地特別委員会と総合開発計画の特別委員会が開催されます。12 月 5 日は全道中体連相撲大会の準備委員会、来年は福島町が全道大会の開催地ということです。10 日は校長会、11 日には教頭会が役場で開催されます。

以上で学校教育課関係の事務報告を終わります。

#### ○委員長

続いて生涯学習関係を生涯学習課長お願いします。

#### ○生涯学習課長

5 ページ、6 ページになります。主なものを説明させていただきます。5 ページをお願いします。10 月 6 日、松前神楽の国指定に向けた史料の調査を調査員が役場に来て行いました。13 日には町長杯のパークゴルフ大会。19 日は松前神楽の北海道連合保存会の合同公演を函館市で行われております。21 日と 22 日は教育長杯のバレーボール大会。24 日南北海道駅伝競走大会のコース部会会議を開催しております。11 月 1 日と 11 月 2 日に駅伝交流会と南北海道駅伝競走大会を実施しております。11 月 4 日に社会教育中期計画の策定委員会議を行いました。これで策定いたしました社会教育中期計画を本日報告する運びとなっております。8 日と 9 日は町民文化祭を実施いたしました。佐々木委員にテープカットと読書感想文と感想画の表彰をしてもらいました。13 日には渡

島社会教育委員研究集会で木村委員と私が行っております。15日にはチロップ館の古民具の一般公開を現在行われております。今後の行事予定ですけれども、11月22日には四町の少年フットサル大会は平沼委員長に挨拶をお願いしておりますのでよろしくお願いします。それから30日には福島町女性の会の講演事業、12月6日は青少年の主張大会です。最後にまだ未定ですが、高齢者学級の閉講式です。これは松前神楽を入れようと思っていたんですが、日程がつかず別日程となりました。また決まりましたらよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

#### ○委員長

続いて学校給食センター関係を学校給食センター長の方からお願いします。

#### ○給食センター長

6ページをお願いします。10月26日渡島保健所による衛生管理の実地調査が行われております。特に指摘事項は有りませんでした。28日には福島小学校5年生の保護者の試食会。11月6日給食費算定資料検討会議及び研修会で、安部栄養教諭が七飯町に行っております。7日、渡島檜山管内の給食センター長、栄養教諭、栄養職員の合同研修会で私以下3名が出席しております。今後の行事予定ですけれども、21日に福島小学校1年生の保護者の試食会、25日の2学期の終業式で各小・中学校の2学期分の給食が終了いたします。

以上でございます。

#### ○委員長

事務報告が終わりました。これより質疑を行います。ご質問はございませんか。

#### ○委員

ワイン講座とか荷づくり紐の籠作り講座等は毎年行っているんですか。

#### ○生涯学習課長

はい。毎年です。

#### ○委員

荷づくり紐の籠作りはどれくらいあつめていますか。

#### ○生涯学習課長

いつもは多いんですが、今回は10人弱でした。

#### ○委員長

他には何かございますか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

質疑なしと認め、事務報告を終了いたします。

---

### 報告第1号 第6次福島町社会教育中期計画 策定委員会計画案の答申について

---

#### ○委員長

続きまして、日程第4、報告第1号 第6次福島町社会教育中期計画策定委員会計画案の答申についてを議題といたします。報告内容の説明を求めます。生涯学習課長お願いします。

#### ○生涯学習課長

議案の1ページをお願いします。報告第1号 第6次福島町社会教育中期計画策定委員会計画案の答申についてです。平成26年2月6日付けで社会教育委員長に諮問していた第6次社会教育中期計画答申案の提出がありましたので報告し承認を求めます。平成26年11月18日提出。福島町教育委員会。別冊の方で後ほど説明いたしますが、下記に記載されております今後のスケジュールはホームページに掲載し、パブリックコメントの募集を12月1日から31日の間で行います。結果を受けまして、パブリックコメントの調整及び計画の決定を再びこの教育委員会議で議題として提出し決定していただきたいと思います。3番目といたしまして決定いたしましたら、計画書を印刷

して関係者等に配布する予定でございます。2 ページは、その答申文を掲載しておりますので参考にして下さい。それでは計画書の方を説明いたします。

別冊の計画書の 42 ページをお開き下さい。説明をする前に訂正がございます。42 ページの表の下から 4 行目、それと 44 ページに 5 番目の答申文、11 月 19 日付けとなっておりますが、11 日付けに訂正をお願いいたします。改めまして 42 ページをもう一度お開き下さい。策定に係る経過でございますが、議案でも有りましたが、2 月 6 日に教育委員長より社会教育委員に対し諮問をしております。そしてその日に中期計画策定委員会の要綱を設置しております。教育長より社会教育委員会議、文化財調査委員会議、スポーツ推進委員会議において計画策定のお願いをして 6 月 5 日に第 1 回策定委員会を開催しております。その中で委嘱状を交付し、委員長の互選、副委員長の任命それから各部会員の決定と正部会長の決定、そして計画の中身に入りまして、第 6 次中期計画の策定概要、第 5 次中期計画の自己評価、人口の推移とアンケート調査を第 1 回の策定委員会で協議しております。その後 6 月 23 日から 7 月 17 日にかけて、小学校・中学校・高校の児童・生徒に対してそれぞれアンケートを実施しております。重複しますが 6 月 27 日から 7 月 17 日には 18 歳以上を対象とした一般に向けアンケートを実施しております、これは任意抽出の無作為に選び、360 名に発送し 40% の回答率で回収をしております。それを受けまして 7 月 24 日に第 2 回の策定委員会を開催しております、アンケートの結果を報告のうえ部会別にそれぞれに委員の意見を頂きました。そのあとに 4 ヶ月近く経ってから第 3 回の策定委員会を開催しましたが、その間に事務局と正副委員長と協議をいたしまして、計画原案を作成しそれぞ

れの策定委員に送り込みをしながら、この第 3 回の策定委員会を開催し、今回答申する計画案とパブリックコメントについて協議しているところでございます。11 月 11 日これは文書によって委員長に対し、策定委員会から答申案があったものでございます。それで今日報告のあと、説明したけれども、パブリックコメントと最終計画を再度教育委員会で決定して周知に入るという形でございます。43 ページと 44 ページにつきましては、諮問文、設置要綱、策定委員の名簿、答申文を載せておりますので参考にして下さい。それと先ほども経過の途中でもありましたが、アンケートにつきましては 18 ページから 41 ページまでアンケートの結果が掲載されておりますので、参考にして下さい。小学校は 5 年生・6 年生を対象に、中学校と高校は全生徒の 1 年生から 3 年生を対象に実施しました。人数につきましては、小学生 54 名、中学生 89 名、高校生 75 名ということで回収率は 100% ございました。一般につきましては 360 名に対し 145 名で 40% となっております。

それでは計画書の内容について説明をさせていただきます。1 ページをお開き下さい。1 ページにつきましては計画期間、位置付け等が記載されております。ここでも 1 つお詫びを申し上げます。計画期間のところですが、町の総合計画の方が 1 年遅れるということで本日企画の方にも確認しましたが、総合計画は平成 28 年度から 35 年度にすることになりました。ただ社会教育中期計画については、平成 27 年度から 35 年度までで計画期間を作りたいと思います。後の直すところは表の町総合計画第 5 次の期間を平成 28 年度から 35 年度に変更していただきたい。それぞれ修正をお願いします。それで総合計画とリンクする中で社会教育中期計画を作るということでございます。ご存じのとおり町の教育目標があって、社会教育目標があ

って社会教育中期計画という縦の流れでございます。それが1ページと2ページに記載されている内容でございます。次の3ページの第2章につきましては、現状及把握及び課題の整理です。3ページ、4ページにつきましては共通事項の現状把握及び課題の整理ということで。まず1つ目に町内人口の減少、対象者の減少ということが1つの課題となっております。2つ目は団体行動の縮小・衰退と団体の減少・廃止、これも課題です。それから3つ目、職員数と事業量・質のバランスも課題となっております。次に5ページです。5・6・7ページにつきましては個別事項で、前中期計画の検証と懸案事項等について整理したものでございます。(1)青少年教育については、前計画では、「幼少年教育」と「青年教育」に分離していたところですが、今計画から幼少年から高校そして若年成人までの分野を一括して、「青少年教育」として整理しました。2つ目の子供たちの生活改善については、通学合宿等で一定の成果は上がっているところですが、今回のアンケート結果を見ますと、まだまだ不十分であり事業の拡充が必要という整理をしております。それから3つ目です。子供会の育成強化を目標とした地域子ども会育成協議会は平成25年度に解散したんですが、手法を変えて継続実施が必要という結びにしております。4つ目青少年教育に向けた前計画の部分は、軽音楽教室やレクリエーションを計画していたんですが実現に至りませんでした。意見やアンケートを参考にしながら、「青年集いの場」づくりが求められているということです。(2)成人教育につきましては、前計画では「成人教育・女性教育・高齢者教育」と標記をしていましたが、今回は性別年齢を問わない「成人教育」として整理をしております。まず生活講座については、今後もニーズにあった事業推進が求められている所ですけど、実施・

運営方法につきましては別に検討する必要がありますと結んでおります。次に地域生活学級については、事業内容や活動団体が固定化してきており、周知手法の改善が求められているという結びにしております。次に女性の会につきましては、徐々に存在感を増してきている状況にあります。今後も、町のボランティア活動の一翼を担う団体として期待されております。次に高齢者学級につきましては、マンネリ化にならないように事業を計画しておりますが、組織率・参加率の低下が課題となっております。次に読書活動につきましては、順調に推移している状況ですけれども、図書ボランティア制度の確立等さらなる体制整備を図りたいと思います。6ページをお願いします。(3)芸術・文化について、町民文化祭で木古内町のように展示部門と舞台部門を別会場で行う等の検討を加える必要があるとしています。一般芸術鑑賞事業につきましては、今後も事業実施に努めます。次に(4)文化財についてです。文化財につきましては、館崎で発掘された埋蔵文化財の出土品が早ければ平成28年度末に福島町へ返還されます。そこで保管方法や展示活用方法を定める必要があるとしております。文化財の長期的視野に立ったマスタープラン的な計画づくりが求められていますので、各保存会等との協議のうえ早い段階で計画を作る必要があるとされています。松前神楽につきましては、国指定に向けた調査事業を平成26年度に着手しており、事業の協力とその後の展開を想定して、引き続き楽人の養成に努めていきたいと思います。宮歌村文書につきましては、平成24年度には解説書の作成、平成25年度には歴史講座の開催及び広報による特集記事の掲載を行っており、一定の評価が出来るということです。それから松浦七福神につきましては、平成23年度に高齢者学級で演技を披露しておりますけれども、伝

承等については保存団体と協議をしながら進める必要があるとされています。次に(5)青少年体育についてです。各種団体や会員数の減少もあることから「総合型スポーツクラブ」の設立に向けた検討が必要でございます。それから「横綱の里」として、平成26年度に「わんぱく相撲教室」を開催しましたが、他の教室や大会の状況等を見ながら、今後とも前向きに進める必要があるとしております。フットサル大会や及びバスケットボール大会につきましては、競技団体の自主運営ができるよう前計画で述べておりましたが、まだ出来る状態ではなく今後とも課題としています。雪上レクリエーション大会については、商工会青年部主催の「どすこい雪まつり」の共催事業として現在実施しており、趣旨に沿った種目を選択して継続するとしており、次に(6)成人体育につきましても先ほどの青少年体育と同じく、青少年体育と成人体育の垣根を外すような「総合型スポーツクラブ」の設立に向けた検討が必要です。南北海道駅伝につきましては、人口の減少と高齢化によりボランティアの運営にも限界が来ているので、警察からも交通安全面での危険性を指摘されているところから、運営方法の変更と抜本的な見直しが必要とされています。町民プールにつきましては、年々利用者が減少してきており、町民の健康増進を主眼とした利用増進対策などを進める必要があります。パークゴルフ大会につきましては、これも同じく団体が自主運営出来るように進めていましたが、そこにはまだ至っておりませんので、今後とも課題となっております。次に(7)推進体制につきましては先ほどの共通課題でもありましたけれども、弱体化が進んでおりますので、課題としております。最後に(8)社会教育施設につきましては、利用動向等を確認し利便性の向上に努める必要があるとともに、チロップ館につきましては社会

教育施設としての管理の有り方を再構築する必要があるとの事です。

今の課題を受けまして、8ページと9ページには各項目の方向性を掲載しております。

特筆すべき点のみ申し上げますが、(1)青少年教育につきましては後段にありますとおり、土曜学習への取り組みを検討していくと。(2)成人教育については、課題の方でも有りましたけれども、団体と調整して合理的な手法を導入すると。(3)芸術・文化につきましては、北海道における文化団体の事業等も活用しながら充実に努める。(4)文化財につきましては「文化財マスタープラン」を作成することと、埋蔵文化財につきましては保管と展示に努めることです。(5)青少年体育と(6)成人体育につきましては「総合型スポーツクラブ」の検討です。(7)推進体制につきましては生涯学習アドバイザーと設置したい、また若年層や児童・生徒のボランティアの活動奨励や情報提供等をしながら、推進体制の確保に努めていくと。9ページの(8)社会教育施設でございますが、利用者のニーズを定期的に確認しながら利便性の向上に努めていくというところです。福祉センターにつきましては平成26年度に耐震診断を実施しておりますので、その結果により新築又は改修の方向性を出します。総合体育館につきましては、実施設計を行っておりますので必要な改修を行う。町民プール・ファミリースポーツ公園につきましては、公共施設維持保全計画に基づいた施設管理をしていく。チロップ館については古民具と埋蔵文化財の受入の関係もありますので管理体制の検討が必要との事です。そして10ページから17ページまでは、それぞれの具体的な政策と課題の検討をまとめました。課題の検討イメージのみを説明させていただきます。まず(1)青少年教育の課題の検討イメージですけども、通学合宿の拡充については平

成 28 年度を目標年次に検討していきたいと。土曜学習の検討につきまして、そこに検討内容が記載されておりますけれども平成 27 年度にしていきたいと思います。「青年集いの場」づくりにつきまして未定ですけれども、このような検討をしていきたいと思います。11 ページの(2)成人教育につきましては、生活講座等の開催方法等の検討を平成 28 年度から行って行きたいと思います。地域生活学級につきましては平成 27 年度からです。それから 12 ページです。(3)芸術・文化につきましては、移動文化祭と町民向けの芸術鑑賞機会等の確保をそれぞれしていきたいと思います。13 ページの(4)文化財につきまして、埋蔵文化財の保存及び展示活用は平成 28 年度、文化財マスタープランは平成 27 年度を目標に行いたいと思います。14 ページの(5)青少年体育は総合型スポーツクラブと町内小学生の相撲大会の開催をそれぞれ未定ですが進めていきたいと思います。15 ページの(6)成人体育につきましては、同じく総合型スポーツの検討と南北駅伝大会の手法の見直しを進めていきたいと思います。16 ページの(7)推進体制については生涯学習アドバイザーの設置を進めたいと思います。17 ページは(8)社会教育施設について。福祉センターの改修は未定です。総合体育館の改修は平成 27 年度、町民プールは屋根塗装が平成 28 年度、濾過装置の改修が平成 31 年度以降。パークゴルフ場が平成 31 年度以降です。チロップ館については平成 28 年度に検討していきたいです。

以上簡単ですけれども説明を終わります。

#### ○委員長

提案理由の説明が終わりました。ご質問はありませんか。

#### ○委員

平成 27 年度から平成 35 年度ということでは社会教育委員の会議で決まったことなん

ですよ。

#### ○生涯学習課長

いえ。その後になったものですから。策定委員会の時はその話はしていません。ただ策定委員会の最後に修正につきましては委員長と事務局に一任して下さいとしておりますので。

○委員 わかりました。それで 2 点目なんですけれども、何回もでてきました「総合型スポーツクラブ」というイメージとしては種類を統括的に行うことなのか、世代を統括的にこなうことなのかそのイメージがわかりづらいのですが、どういうイメージなんですか。

#### ○生涯学習課長

イメージとすれば年代を越えてやりたいと。ただいろいろな総合型のやり方は有ると思うんです。ですから。そこを枠をはめてしまうのだめだと。だから検討委員会を立ち上げるなどして、その中で検討していきたいというイメージです。

#### ○委員

わかりました。

#### ○委員長

よろしいですか。

#### ○委員

青少年教育の項目がこれは幼少期からだいたい二十歳までと考えてよろしいんですか。

#### ○生涯学習課長

はい。そうです。

#### ○委員

そうするとこの中で学校教育と絡む部分がありますよね。この辺の部分は学校との連携強化が必要ではないでしょうか。ここに記載されている中で具体的にどうしたらよいかとってくるので。

#### ○生涯学習課長

そうですね。当然学校の方とも連絡調整といいますかその辺はとっていききたいと思います。

## ○委員

それと「早寝・早起き・朝ごはん運動」というのがお題目に終わって具体的な内容がないと感じました。学校との連携も大事な部分で、全体の健康から学習から生活・態度まで含まれている重要な項目です。

## ○生涯学習課長

そうですね。そこの一例が社会教育サイドとしては通学合宿が2年目ということですが、学校教育の方でも生活リズムチェックシートだとかそういう部分で整理しているのかなど。

## ○委員

青少年の団体だとかスポーツクラブとかは人数の関係で解散とかはやむを得ないんですけども、高齢者学級の人数がかなり減ってきているとの事ですね。今の人口割合で高齢者の割合が増えていく中で組織率が減ってきているというのは原因をつき詰めて行く必要があると思います。

## ○委員

原因の1つは老々介護が有ると思うんです。若いお年寄りが年を取ったお年寄りの介護をしていると。高齢人口の割合が増えてきているというのは間違いない事実でございますけれど。実際家庭を見に行くと20~30代が介護している訳ではないんですよ。60代から70代くらいの方が介護している状態もあります。それが有るから高齢者学級どころではないという人が多いように感じます。

## ○委員

その部分は福島町の社会問題ということですよ。

○生涯学習課長　　そうですね。ただ高齢者学級の部分は老人クラブの方を活用して高齢者学級に参加していただくという形にしておりますので、単位団体の部分まで行くと難しいのか

などと思います。

## ○委員

答申された計画を2~3種類に分ける必要があって、早いうちに取り組むべきものをピックアップして具体的なものをもっていくという形で進めていかないと、有名無実のようなものになっていくような気がします。

## ○生涯学習課長

そういう意味も含めて最後の方にいいましたが、年度張付をしていって難しいものは随時とか未定にしながら年度張り付けできるものは張り付けして、それで総合計画とリンクを取りながら進めるという流れにしたんですよ。

## ○委員

ただやったから終わりというような目的みたいにしないで、今までと違ったような形で進めていくということにしたいですね。

## ○生涯学習課長

はい。これを1つの教科書としながらやっていかなければならないと思います。

## ○委員長

福祉センターの26年度に耐震診断を行ったんですけども、その結果はどうなんですか。

## ○生涯学習課長

12月末が工期なんです。耐震診断をしてどのくらいの補強工事をして、概算でどのくらいか。そこまで業者に頼んでありますので、それが出てきた段階で特別職財政も入れて協議をして方向性を出すということで、まだそのところはわかりません。

## ○委員

ただもし耐震診断で建て替える必要ですと診断が出た場合は建て替えが必要ですし、そういう文書も入れていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

## ○委員長

それを受けて町や議会はどう判断するとか

になるんでしょうね。

#### ○生涯学習課長

逆にいま12月末に結果が出たら教育委員会の前に町長や財政と協議をして、その結果をこちらでも報告をしながらパブリックコメント対応とかをしていきたいと思います。

#### ○委員長

わかりました。他に何かございますか。

#### ○教育長

前後期がなくて9年間進めていくとした場合見直しをすることが必要なのです。また、年数が経てば状況も変わって行くので、5年計画が良いのではないのでしょうか。それと課題検討イメージのそれぞれの項目の中に課題解決目標年次というのがありますが、未定ではいけません。これは後から見直した時にこれは出来なかったとか素直に反省をすればいい。様々な課題が有って出来ないのはたくさんあります。目標として挙げたからにはきちんと年度を入れた方がいいと思いました。

#### ○委員長

そうですね。例えばこの年数の内に私が教育委員になってから増えた項目や行事もあります。また私が教育委員になってから減っているのは少ないです。ですから年々何か増えてきているんです。ただ皆さんお分かりのように教育委員会事務局の人数が増えているかというところではありません。なんでも教育委員会となるには対応できるのかという問題が1つです。

#### ○委員

例えば前期と後期に分けて途中で見直しというのを設けてもいいと思います。確かに9年というのは長いんですが。

#### ○委員長

様変わりが激しいなというふうに思っていたんですけども、今教育長が仰る通りにどこか

で見直しをする必要がありますね。

#### ○教育長

10ページには計画期間が8年間と長いから状況に合わない場合は見直しを行うようになってはいるけれど、毎年は見て行くんだろけれども。8年とか9年とか決めれば、実務的には文章表現までは見直しをしないと。答申は答申として全部良いというのではなくて、あくまでも最終的に決定するのは教育委員会であるのだから。それは様々な答申を頂いたし、教育委員会もこのように意見が出ましたと。答申案は承認していいと。それから自分達で議論して成案にしていく時に色々肉付けしてもいいし。パブリックコメントでも有用な意見が有れば参考にしていったり盛り込んでもいいし。

#### ○生涯学習課長

もう1つ情報として28日に総合計画のほうに中期計画の資料を送り込んで議会でも説明する形となります。先ほども教育長が言いましたが、これは答申案のものは資料として出しました。ただ、そこでも教育委員会でもこういう議論が有りましたというふうに伝えようとは思いますが。

#### ○教育長

若干の修正は有るやも知れず。というのはパブリックコメントもあるわけですから。

#### ○委員

年数を考えるとしたら総合計画に合わせて9年にしたけれども、これも途中経過に合わせて変えていくとしたらどうでしょうか。そのようなものを入れたら良いと思います。

#### ○委員

そうですね。町の計画に合わせて9年としたけれども、比較的長い期間となる事から4年または5年を経過した時点で検討を行うこととする。

#### ○教育長

異例だけれども、計画期間は9年で提案するのであれば平成31年度には見直し明記すると、それで未定の部分の目標年次は31年度を1つの目標としていくということです。

**○委員長**

平成35年度までだけれども31年度には1度見直すということですね。

**○生涯学習課長**

確認させて下さい。計画期間は35年度ですよ。

**○委員長**

計画期間は35年度までとして、31年度で見直しをするなり、方向性を精査するなり。

**○生涯学習課長**

それを計画期間の中に明記するということですね。わかりました。

**○委員長**

それから今の職員数で、事業を増やすことは難しいですよ。ですから、ニーズ、つまり参加者数を一定の尺度として、31年後には見直しが出来ているというのが望ましいでしょう。

**○委員**

私も同感です。町民が自主的な活動をするものには協力をしてあげる、ということはありませんけれどね。

**○委員長**

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

**○委員長**

他に質疑が無いようですので質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第1号について、原案を一部修正して承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○委員長**

異議なしと認め、報告第1号は協議された内

容をもって承認いたしました。

---

**議案第1号 平成26年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)について**

---

**○委員長**

日程第5、議案第1号 平成26年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

**○学校教育課長**

議案の3ページをお願いします。議案第1号 平成26年福島町一般会計補正予算案(教育費関係)について。平成26年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)を町と協議のうえ、平成26年度福島町議会定例会12月会議に次のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。平成26年11月18日提出。福島町教育委員会。記ということで、別紙の提出補正予算案をお願いします。まず歳出の関係を説明いたしますので、3ページ、4ページをお願いいたします。今回の補正予算案につきましてはまず3ページの2目事務局費の中の2. ALT招致費の補正予算前の額が10,718,000円、補正額が222,000円、計で10,940,000円です。内容といたしまして、ALT2名採用に伴う共済費及び賃金の追加ということで222,000円となります。賃金の追加につきましては6月議会で一度補正をいたしました、その後住宅手当、通勤手当等が増えましたので、その分の追加となります。共済費については、標準月額アップによる追加分となります。共済費で175,000円、賃金で47,000円を追加となります。次に4ページをお願いいたします。4ページの2項の小学校費、1目管理費についてです。1番の学校管理費19,530,000円に補正額23,000円、

計で 19,553,000 円です。これにつきましても臨時用務員標準月額変更に伴う共済費の追加で、23,000 円を追加となります。それから 3 番目の各学校校舎営繕事業費です。補正前の額が 6,260,000 円、補正額が 251,000 円、計で 6,511,000 円です。内容は吉岡小学校の屋体照明器具の交換修繕ということで、修繕費 251,000 円です。照明が全部で 20 か所有りますけども、その内の昇降装置取り換えるときに天井から降ろす装置が故障だとか、完全に水銀灯が切れてしまっているだとかでその修繕費で 251,000 円でございます。次に 5 ページをお願いいたします。6 項保健体育費の 3 目学校給食センター費です。その 1 番の学校給食センター費の補正前の額が 23,758,000 円、補正額が 713,000 円で合計が 24,471,000 円です。内訳といたしまして、臨時調理員の日額賃金に変更になりましたので 40,000 円の追加となります。それから光熱費の 673,000 円の追加になります。電気料 506,000 円。これにつきましては 12 月の使用分から平均 12.2%の値上げとなりますので、その部分の追加で 506,000 円です。水道料が 22,000 円、ガス料が 145,000 円、この 2 つにつきましては使用の実績によるものでございます。次に歳入の説明をいたしますので、2 ページをお願いいたします。歳入については 5 項雑入です。1 目雑入の保険料負担収入の補正前の額が 2,123,000 円、補正額が 118,000 円、計で 2,241,000 円となります。これは臨時職員或いは ALT の社会保険料の自己負担分の収入でございます。

簡単で終わりますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○委員長

吉小の実際の状況はどうなんですか。

#### ○学校教育課長

水銀灯の切れが 5 か所と昇降機不良が 14 か

所です。

#### ○委員長

他にご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

質疑なしと認め、質疑を終ります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 1 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案どおり決定いたしました。

---

### 閉会宣言

---

#### ○委員長

以上で本委員会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって平成 26 年第 11 回福島町教育委員会会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。